

第21回世田谷区農業委員会総会

日：令和7年4月28日（月）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

第21回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和7年4月28日（月）午後3時から

開催場所：区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、高橋光正、細井誠一、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、荻部嘉也、井出孝行、池田鏡一、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：本橋延隆、高橋哲也

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 下田亮太、主事 鎌田瑞生

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和7年6月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 第135回世田谷の花展覧会特別賞受賞者について
 - (2) ふれあい農園「梅のもぎとり」の開催について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻よりも10分早いですが、本日出席の全員の皆様におそろいいただきましたので、ただいまより第21回世田谷区農業委員会を開催いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただく前に、令和7年4月1日付で都市農業課に配属となり、農業委員会の事務に従事することになりました鎌田瑞生主事をご紹介します。鎌田主事は、吉田副係長とともに主に生産緑地に関する事務の担当となりますので、よろしくお願いします。

○事務局 （職員挨拶）

○事務局 皆様、ありがとうございます。鎌田の方も、4月から一生懸命やっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

また、今年度は、あと2名の職員が都市農業課に転任してまいりましたので、今度、三軒茶屋での農業委員会開催時にご紹介をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、配付資料の確認に入らせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、No.2になります。続きまして、第3号議案の資料がNo.3、No.4、No.5となります。協議事項の資料はNo.6、No.7です。報告事項の資料はNo.8、No.9です。また、当日配付資料といたしまして、東京都農業会議情報第405号をお配りしておりますが、資料の不足等はないでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いします。

○宍戸会長 （会長挨拶）

議事に入る前に、本日は高橋哲也委員、本橋延隆委員が欠席ですが、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、荻部嘉也委員、井出孝行委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が2件と農地法第5条が3件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、農地法第4条、第5条について、改めて説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手続、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出につきましては会長の専決処分としておりますので、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号6-4-4。(事務局より、申請内容について説明)

次に、資料No.1-2をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号6-4-5。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-35。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-36。(事務局より、申請内容について説明)

次に、資料No.2-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号7-5-1。(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上となります。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関する適格者証明願2件、引き続き農業経営を行っている旨

の証明願 8 件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願 1 件について審議いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願 2 件について審議いたします。

それでは、1 件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No. 3-1をご覧ください。第 3 号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。（事務局より、申請内容について説明）

○穴戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋（拓）委員 （委員より、調査内容について報告）

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくをお願いいたします。

（賛成者挙手）

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2 件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 3-2をご覧ください。第 3 号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。（事務局より、申請内容について説明）

○穴戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします

○池田委員 （委員より、調査内容について報告）

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願の審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願 8 件について審議いたします。

1 件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 4-1をご覧ください。第 3 号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました吉村喜代隆委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、2 件目ですが、農業委員である浦野美枝子職務代理のご親族からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、本件の審議中は浦野職務代理には退室をお願いいたします。

〔浦野職務代理 退席〕

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

浦野職務代理には入室いただくよう、お願いいたします。

[浦野職務代理 着席]

○宍戸会長 次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました森安一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○森委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4 件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○事務局 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5 件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることといたします。

次に、6件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員は欠席ですので、事務局から、調査結果の報告をお願いいたします。

○事務局 (事務局より、調査内容について代読)

○穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたしま

す。

次に、8件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.4-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

○穴戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区等が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となりますが、その証明を出す際に、農業委員会が発行する主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

資料No.5をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○穴戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 （委員より、調査内容について報告）

○穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○穴戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することといたします。

以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の審議は終わります。

これをもちまして、次第４の議案の審議は終わります。

続きまして、次第５の協議事項に移ります。

（１）令和７年６月の総会日程（案）について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 6、令和７年６月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回、５月の総会開催日時につきましては、令和７年５月30日金曜日午後２時30分から、会場は三茶しゃれなあどホール４階シリウスでの開催が決定しております。

令和７年６月の開催日時につきましては、６月24日金曜日午後３時から、会場は三軒茶屋分庁舎３階教室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○穴戸会長 ご意見がないようですので、総会日程（案）については原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 それでは、原案どおりと決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.7の生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。

本件は主たる従事者の死亡に伴う買取り申出となります。3月24日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、買取り希望等がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)と(2)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それではまず、資料No.8をご覧ください。報告事項の1つ目は、第135回世田谷の花展覧会特別賞受賞者の決定についての報告となります。

今回も農家の皆様には多数のご出品をいただき、事務局といたしまして御礼申し上げます。各賞の入賞者につきましては一覧のとおりとなりますが、今回の世田谷区議会議長賞につきましては高橋拓司委員の作品が、世田谷区農業経営者クラブ会長賞に高橋光正委員の作品が、また、区民賞として井出孝行委員の作品がそれぞれ受賞されました。おめでとうございます。(拍手)

続きまして、資料No.9をご覧ください。ふれあい農園「梅のもぎとり」の開催についてでございます。内容につきましては資料のとおりとなります。周知方法につきましては、5月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただきます。

以上となります。

○宍戸会長 報告事項(1)と(2)について質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料はございませんが、引き続きの案件となっております〇〇の畑について、その後の進捗についてご報告いたします。

3月24日の総会でのご協議を受けまして、4月4日に、所有者及びご家族立会いの下、宍戸会長と浦野職務代理、高橋拓司委員と事務局のほか、J A世田谷目黒の常務理事にも同席いただき、現地確認と口頭による指導、助言を行いました。

当日の状況ですが、高橋拓司委員とJ A世田谷目黒の再三のご指導によりまして、一番の懸案となっております農地内の〇〇について、全て撤去がされておりました。また、〇〇で使用する物品等も撤去され、果樹や庭木の苗木がところどころに植えられている状況となっております。

宍戸会長と浦野職務代理からも、納税猶予適用農地に関して注意すべき事項等の指導と助言をいただくとともに、次回の引き続きの証明願に向けて現在の状況を維持するよう、また、農業委員会の指摘事項はあくまでも証明書を発行するため最低限必要な条件であること、最終的な農地の課税判定は税務当局の判断となるため、日頃から生産緑地の管理には十分注意をするよう指導をいただきました。

本件につきましては、宍戸会長、浦野職務代理のご意向を確認の上、先日、所有者宛てに当日の指導内容を改めて文書で郵送するとともに、改善項目について文書で回答を求める対応といたしております。今後においても随時観察を継続することとして、一旦、対応を終了することとなりましたので、ご報告をいたします。

なお、先週火曜日にも事務局で確認を行いましたところ、ポット栽培も増えておりまして、指導に沿った改善が見られたところでございます。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 今、事務局から説明していただいたんですが、私も事務局、あと拓司委員と現地を見てまいりました。最初に言われていた〇〇とか、いろんな部分で、これは直すのは大変だなということを思ってたんですが、〇〇も外してあって、また、新しい植木

もちろんと植えている。また、植木をずっと植えておいて中に少し草とか、それから境界線、また、木の中には植え替えた方がいいというようなものも多少ございましたので、それを一応注意してまいりました。現状を見た中では、納税猶予を受ける農地として認めてもいいかなという考えで帰ってきました。

今後の先のことをよく注意して、畑の中に営農に関係が無いものは絶対置かないようにということも注意してきました。これも拓司委員には大変かもしれませんが、管轄区域内ということで多少見ていただきながら、また何かありましたら農業委員会の指導が必要な場合もあるかもしれませんが、現状では今見ていただいたとおりなので、許可は可能な状況とは思ってまいりました。

以上です。

今説明しましたが、もしご質問等があったらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、以上をもちまして、案件は全て終了いたしました。本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和 年 月 日 () 開催の第 回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員